

京都市社会福祉審議会組織構成 (案)

京都市社会福祉審議会
○社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉法（以下「法」という。）第7条第1項に基づき設置

- ※ 専門分科会は、委員長が指名する委員及び特別委員（民生委員審査専門分科会は委員のみ）で組織し、部会は専門分科会に属する委員及び特別委員のうちから委員長が指名する者で組織する（波線は法令により設置義務がある、又は法令等に基づき社会福祉審議会等に意見を聴くこととされている事項等を処理するため設置するもの）。
- ※ 審議案件により、必要な場合は、以下の専門分科会のほか、随時検討のための専門分科会、部会を設置する。

①民生委員審査専門分科会
○民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため設置

②身体障害者福祉専門分科会
○身体障害者の福祉に関する事項の調査審議するため設置
※ 障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定等に係る意見聴取を行う。

③審査部会
○身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため設置

④福祉施策のあり方検討専門分科会
○福祉施策推進のための基本理念、共通する基本方針を調査審議するため設置

⑤地域福祉専門分科会
○地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

⑥社会福祉充実計画審査専門分科会(新設・案)
○社会福祉事業等へ再投下可能な財産を保有する社会福祉法人が作成した「社会福祉充実計画」を審査する。

「社会福祉充実計画審査専門分科会」の設置について（案）

1 社会福祉法人制度改正について

- (1) 社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の経営主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足し、地域社会に貢献していくことにある。
- (2) 国の「規制改革実施計画」においても、他の経営主体とのイコールフットィング等の観点からも、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすための改革を求めている。
- (3) また、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人の信頼を失墜させる事態に至っており、社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手として在り続けるためには、国民に対する説明責任を果たすことが求められている。
- (4) こうした状況を踏まえ、社会福祉法人制度改革に係る所要の措置を盛り込んだ社会福祉法の改正法が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された一部を除き、平成29年4月1日から施行されることとなった。

2 「社会福祉充実計画」について

- (1) 法改正に伴って盛り込まれた措置の1つとして、社会福祉法人は、前年度決算において再投下可能な財産（「社会福祉充実残額」）がある場合は、社会福祉事業や地域公益事業等に再投下する「社会福祉充実計画」を作成し、所轄庁へ申請のうえ、所轄庁の審査を経て、承認を得なければならないこととされた。
- (2) 対象となる社会福祉法人においては、今後、計画の策定作業を進め、平成29年6月30日までに所轄庁に計画案を提出のうえ、承認を得ることとなる。

3 「社会福祉充実計画審査専門分科会」について（案）

- (1) 本市における社会福祉充実計画の審査に当たり、社会福祉等に関する幅広い視点から審査するとともに、審査過程の透明化を図るため、これまでから本市の社会福祉に係る重要事項を審議してきた社会福祉審議会に「社会福祉充実計画審査専門分科会」の設置をお願いするもの。
- (2) 当該専門分科会においては、法人が作成した社会福祉充実計画について、計画の規模や内容が再投下可能な財産の規模に照らし適切か、事業内容が事業区域の需要・供給の見通しに照らし適切かなどといった点について、専門的見地から御意見をいただきたいと考えている。
- (3) 今後、本年11月公布予定の改正政省令等の内容を踏まえ、本市で所管する261法人に対し、計画作成の対象となる法人の要件や具体的な作成手順等についての説明を行うこととしており、その後、対象となる法人において、計画案の作成が進められることとなる。
- (4) なお、平成29年度においては、対象法人は、概ね40法人程度と想定している。